

停電時等における芝山町防災行政無線の活用に関する協定書

芝山町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社成田支社（以下「乙」という。）は、電力供給に係る大規模事故が発生した場合や、需給の逼迫などによる広範囲にわたる停電、電力需要の急増による節電のお願いの実施および甲にて避難勧告等を発令した場合における芝山町防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、芝山町内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線を通じて停電情報の提供を行い、町民生活の安全・安心の確保および秩序の維持に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定書において停電とは、次のとおりとする。

- （1）電源の計画外停止等により発生する停電
- （2）需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電

（運用）

第3条 防災無線の運用にあたり、乙は、次の各号に掲げる事項を、可能な範囲で別紙の連絡体制により、甲に連絡するものとする。

- （1）通報依頼者の所属および氏名
- （2）事故原因
- （3）影響する範囲
- （4）復旧の見通し
- （5）避難時の注意事項
- （6）その他必要な事項

2 乙は、前項を連絡後、新たな情報が判明したときは、速やかに甲に対して連絡を行うものとする。

3 甲は、第1項および前項により乙から連絡を受けた場合、当該停電が住民の生活に影響を及ぼすと判断したときは、防災無線を活用し、別に定める広報文例により、速やかに町民に対して情報提供を行うものとする。

4 甲は、避難勧告等を発令した場合において、町民の安全・安心確保の観点

から、電気安全についてもお知らせが必要と判断した場合は、別に定める広報文例により、合わせて町民に対して情報提供を行うものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1か年とする。ただし、この協定に関し、期間満了の1か月前までに、甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この協定はさらに1か年間期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(協定の改定)

第5条 この協定は、甲乙いずれかの申し出により、双方協議のうえ改定することができる。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

(旧協定の失効)

第7条 甲乙間において、平成20年6月25日付けで締結した「防災行政無線の活用に関する協定書」は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

上記協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年 6月16日

甲 千葉県山武郡芝山町小池992番地
芝山町
芝山町長 相川 勝重

乙 千葉県成田市花崎町822番地1
東京電力パワーグリッド株式会社成田支社
支社長 嶋津 康